

兵庫県公報

令和6年10月1日 火曜日 第554号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 令和6年度ふぐ処理責任者試験の実施（生活衛生課）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（治山課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	9
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	18
○ 急傾斜地崩壊危険区域の追加指定（砂防課）	22
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（但馬県民局）	23
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	24
公 告	
○ 本人確認情報等の提供、利用及び保護の状況に関する公表（市町振興課）	24
○ 令和6年度兵庫県高齢者特別賞表彰（高齢政策課）	28
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	31
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	31
○ 同 上（北播磨県民局）	32
○ 入札公告（西播磨県民局）	32
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（但馬県民局）	41
○ 入札公告（同）	41
教育委員会公告	
○ 入札公告	51
正 誤	
○ 令和6年7月30日付け兵庫県公報第536号中	54

告 示

兵庫県告示第912号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 名 称 新須磨病院
所在地 神戸市須磨区衣掛町3丁目1番14号
認定年月日 令和6年9月23日
認定の有効期限 令和9年9月22日
- 2 名 称 西宮協立脳神経外科病院
所在地 西宮市今津山中町11番1号
認定年月日 令和6年9月16日
認定の有効期限 令和9年9月15日
- 3 名 称 社会医療法人渡邊高記念会 西宮渡辺病院
所在地 西宮市室川町10番22号
認定年月日 令和6年9月16日
認定の有効期限 令和9年9月15日
- 4 名 称 笹生病院
所在地 西宮市弓場町5番37号
認定年月日 令和6年9月16日
認定の有効期限 令和9年9月15日
- 5 名 称 医療法人徳洲会 高砂西部病院
所在地 高砂市中筋1-10-41
認定年月日 令和6年10月1日
認定の有効期限 令和9年9月30日
- 6 名 称 兵庫医科大学ささやま医療センター
所在地 丹波篠山市黒岡5番地
認定年月日 令和6年10月1日
認定の有効期限 令和9年9月30日



兵庫県告示第913号

食品衛生に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第11号）第13条第1項の規定により、令和6年度ふぐ処理責任者試験を次のとおり実施する。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 試験日時
 - (1) 学科試験・ふぐの種類鑑別試験
令和7年1月25日（土）午後1時30分から
 - (2) 実技試験
令和7年2月1日（土）又は同月2日（日）の午前9時から午後5時までの間で指定した日時
- 2 試験場所
 - (1) 学科試験・ふぐの種類鑑別試験
神戸市中央区山本通4丁目22-15 兵庫県立のじぎく会館
 - (2) 実技試験
神戸市中央区栄町通3丁目5-1 神戸国際調理製菓専門学校
- 3 試験科目
 - (1) 学科試験

- ア 水産食品の衛生に関する知識
- イ ふぐに関する一般知識
- (2) ふぐの種類鑑別試験
 - 実物のふぐの種類を標準和名で鑑別
- (3) 実技試験
 - ア ふぐの処理
 - イ ふぐの臓器鑑別
 - ウ ふぐの処理等の衛生的な取扱い
- 4 受験手続

試験を受けようとする者は、電子又は書面により申請を行うものとする。

 - (1) 電子申請

申込方法	「兵庫県電子申請共同運営システム」により、必要事項を記入し、写真（出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像のもの。）を添付した上で申し込むこと。
手数料	11,000円 兵庫県電子納付システムを利用して納付すること。 受験申請受付後、手数料は返還しない。 なお、手数料とは別に実技試験用のふぐの代金が必要となる。 ※ふぐの代金の詳細については別途指示する。
受付期間	令和6年11月18日（月）9時から同月22日（金）17時（受信有効）

(2) 書面申請

申込方法	兵庫県庁1号館4階 保健医療部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）及び各県民局・県民センター健康福祉事務所（但馬県民局新温泉健康福祉事務所を除く。以下同じ。）において配布する受験願書に必要事項を記入し、写真（出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像のもの。）を貼付した上で、生活衛生課又は各県民局・県民センター健康福祉事務所に持参して提出すること。 郵送の場合は生活衛生課に提出すること。 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県保健医療部生活衛生課食の安全安心推進班宛て
手数料	11,000円 兵庫県収入証紙を受験願書に貼付すること。 受験願書受付後、提出書類、手数料は返還しない。 なお、手数料とは別に実技試験用のふぐの代金が必要となる。 ※ふぐの代金の詳細については別途指示する。
受付期間	令和6年11月18日（月）から同月22日（金）まで 9時から17時まで（正午から13時までを除く。） 郵送する場合は、簡易書留により上記期間に生活衛生課必着とする。

- 5 携帯品
 - (1) 学科試験・ふぐの種類鑑別試験
 - 受験票、筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）
 - (2) 実技試験
 - 受験票、調理に適した衛生的な服装（白衣、帽子、マスク、前掛け、調理靴等）、包丁、ふきん（水道が使えないため、5～10枚程度多めに用意すること。）
- 6 合格者の発表
 - (1) 日時
 - 令和7年3月3日（月）午前10時（ホームページには同日正午公開）
 - (2) 場所
 - 生活衛生課及び各県民局・県民センター健康福祉事務所において合格者の受験番号を掲示する。

兵庫県告示第914号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

神戸市上津橋土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	寺岡 茂喜	明石市大久保町松陰新田567番地

兵庫県告示第915号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

香寺町土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	橋本 良春	姫路市香寺町恒屋2084番地

兵庫県告示第916号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

伊丹千僧土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	田中 博	伊丹市千僧4丁目3番地
同	佐藤 稔	同 市千僧2丁目226番地
同	佐藤 昭五	同 市千僧3丁目78番地
同	前田 勉	同 市千僧2丁目211番地
同	杉田 真一	同 市千僧2丁目123番地
監事	前田 賢一	同 市千僧2丁目129番地
同	上谷 祐一	同 市千僧4丁目25番地1千上マンション201号

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	田中 博	伊丹市千僧4丁目3番地
同	佐藤 稔	同 市千僧2丁目226番地
同	佐藤 昭五	同 市千僧3丁目78番地
同	前田 勉	同 市千僧2丁目211番地
同	岩田 政男	同 市千僧2丁目73番地
監事	佐藤 元昭	同 市千僧2丁目127番地

同 杉田真一 同 市千僧2丁目123番地

兵庫県告示第917号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

東田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	簾畑清弘	三木市吉川町東田943番地
同	谷井正之	同 市吉川町東田834番地
同	岡片仁稔	同 市吉川町東田1070番地
同	片岡満	同 市吉川町東田477番地
同	福井洋二	同 市吉川町東田224番地
監事	片岡忠重	同 市吉川町東田475番地の1
同	梶谷清	同 市吉川町東田333番地の1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	簾畑清弘	三木市吉川町東田943番地
同	谷井正之	同 市吉川町東田834番地
同	岡片仁稔	同 市吉川町東田1070番地
同	片岡満	同 市吉川町東田477番地
同	福井洋二	同 市吉川町東田224番地
監事	片岡忠重	同 市吉川町東田475番地の1
同	梶谷清	同 市吉川町東田333番地の1

兵庫県告示第918号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

上滝土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	大前勝次	丹波市山南町上滝632番地
同	村上正	同 市山南町上滝1085番地
同	大野和美	同 市山南町上滝847番地
同	山崎義孝	同 市山南町上滝843番地
同	若林一良	同 市山南町上滝969番地
同	豊田孝夫	同 市山南町上滝1125番地1
同	永井正	同 市山南町上滝200番地
同	大野清和	同 市山南町上滝829番地
同	大前純一	同 市山南町上滝652番地
同	永井幸一	同 市山南町阿草960番地
同	野見山眞澄	同 市山南町下滝172番地2

同	永井良和	同	市山南町下滝92番地2
同	松原正和	同	市山南町下滝247番地5
同	永井利典	同	市山南町下滝27番地
同	形田雅彦	同	市山南町下滝430番地
監事	吉竹勉	同	市山南町上滝1218番地
同	森田宇一郎	同	市山南町下滝438番地
同	森田和志	同	市山南町下滝138番地2

就任役員

役員区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監事

同

同

氏名

大前勝次

村上正

大野和美

山崎義孝

若林一良

豊田孝夫

友井健人

大野清和

大前純一

永井幸一

野見山眞澄

永井良和

松原正和

永井利典

形田雅彦

吉竹勉

森田宇一郎

森田和志

住所

丹波市山南町上滝632番地

同 市山南町上滝1085番地

同 市山南町上滝847番地

同 市山南町上滝843番地

同 市山南町上滝969番地

同 市山南町上滝1125番地1

同 市山南町上滝235番地2

同 市山南町上滝829番地

同 市山南町上滝652番地

同 市山南町阿草960番地

同 市山南町下滝172番地2

同 市山南町下滝92番地2

同 市山南町下滝247番地5

同 市山南町下滝27番地

同 市山南町下滝430番地

同 市山南町上滝1218番地

同 市山南町下滝438番地

同 市山南町下滝138番地2

兵庫県告示第919号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市上津橋土地改良区	令和6年5月15日

兵庫県告示第920号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

土地改良区の名称	認可年月日
上西土地改良区	令和6年5月30日

~~~~~

**兵庫県告示第921号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者  
兵庫県副知事 服部洋平

| 土地改良区の名称 | 認可年月日    |
|----------|----------|
| 野寺土地改良区  | 令和6年6月4日 |

~~~~~

兵庫県告示第922号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者
兵庫県副知事 服部洋平

土地改良区の名称	認可年月日
琴池土地改良区	令和6年5月22日

~~~~~

**兵庫県告示第923号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者  
兵庫県副知事 服部洋平

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 梶土地改良区   | 令和6年5月20日 |

~~~~~

兵庫県告示第924号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者
兵庫県副知事 服部洋平

土地改良区の名称	認可年月日
上八木土地改良区	令和6年5月30日

~~~~~

**兵庫県告示第925号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町千谷字西山1126の1、1126の2、1126の7、1130の1から1130の3まで、1130の5から1130の8まで、1131の2、1131の4、1132、1133、1135の2から1135の5まで、1136の1、1137、1137の1、1138の1、1138の2、1138の4、1138の11、1126の6・1130の11・1130の12・1135の1・1136の2・1138の10（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第926号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町海上字口西山1478・1478の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町久斗山字宮ノ向1968、1969、字下ノ谷1980、1983、1993の1から1993の8まで、1993の14から1993の20まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ノ向1969・字下ノ谷1993の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第927号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

| 地区   | 制限措置      |          |      |          |        |    |           |
|------|-----------|----------|------|----------|--------|----|-----------|
|      | 漁業種類      | 操業区域     | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数   | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 炬口   | さより船びき網漁業 | 別記1の1（注） | 周年   | 別記2      | 10トン未満 | 2隻 | 別記3の1、2   |
| 塩田   | 同上        | 別記1の2（注） | 同上   | 同上       | 同上     | 4隻 | 同上        |
| 佐野釜口 | 同上        | 別記1の3（注） | 同上   | 同上       | 同上     | 4隻 | 別記3の1     |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

(2) 機船船びき網漁業

| 地区   | 制限措置      |          |                 |          |       |     |           |
|------|-----------|----------|-----------------|----------|-------|-----|-----------|
|      | 漁業種類      | 操業区域     | 漁業時期            | 推進機関の馬力数 | 総トン数  | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 炬口   | さより船びき網漁業 | 別記1の1（注） | 周年              | 別記2      | 5トン未満 | 6隻  | 別記3の2     |
| 佐野釜口 | 同上        | 別記1の3（注） | 同上              | 同上       | 同上    | 2隻  | 定めなし      |
| 森    | 同上        | 別記1の4（注） | 同上              | 同上       | 同上    | 12隻 | 定めなし      |
| 岩屋   | 同上        | 別記1の5（注） | 5月20日から11月30日まで | 同上       | 同上    | 18隻 | 定めなし      |
|      |           | 別記1の6（注） |                 |          |       |     |           |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年10月1日から同年11月1日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区番号  | 条件        |
|-------|-----------|
| 炬口    | 別記4の1、2、3 |
| 塩田    | 別記4の1、2、3 |
| 佐野、釜口 | 別記4の1、2、3 |
| 森     | 別記4の1、2、3 |
| 岩屋    | 別記4の1、2、3 |

別記1 操業区域

- 1 洲本市洲本港北防波堤から洲本市、淡路市界に至る間に設定されている共同漁業権の区域（共第104号の区域）
- 2 共第105号共同漁業権の区域
- 3 淡路市佐野地先海面及び釜口地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 4 淡路市釜口、下田界から同市大磯川に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 淡路市大磯川から同市松帆、野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 淡路市松帆、野島江崎界から同市野島臺浦大石に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

|                 | 推進機関の馬力数                                                                               |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 小型機船底びき網漁業との兼業船 | 48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下                                                                 |
| 上記以外の船舶         | 110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。 |

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

- 1 瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業種類：いわし・いかなご船びき網漁業）の許可を受けた船舶を使用する者。ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。
- 2 操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記4 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後3時から午前4時までは操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

| 火船の隻数 | 電気設備                |             |
|-------|---------------------|-------------|
|       | 火船1隻当たりの設備容量        | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下  | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下  |



**兵庫県告示第928号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第5号に掲げるはなつぎ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置          |                                                                                                                             |                |          |        |    |           |
|-----|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------|--------|----|-----------|
|     | 漁業種類          | 操業区域                                                                                                                        | 漁業時期           | 推進機関の馬力数 | 総トン数   | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 東二見 | さわら、たいはなつぎ網漁業 | カンタマ灯浮標と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線及びその延長線以北の海面であって明石市大久保町谷八木川尻右岸とカンタマ灯浮標を結ぶ線から姫路市木場港口と姫路市上島を結ぶ線及び上島から180度の線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注） | 4月1日から12月31日まで | 別記       | 10トン未満 | 4隻 | 定めなし      |

（注）操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、漁業権を有する者から同意があった場合も、操業区域には共第68号共同漁業権の区域を含めず「ただし、共同漁業権共第68号漁業権漁場の区域を除く。」とする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年1月1日から令和9年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア たこつぼ漁業の操業を妨げてはならない。

イ 操業に際して魚群包囲後は漁船機関の推進力を利用して曳網してはならない。また、揚網時には網船を錨で固定しなければならない。

別記 推進機関の馬力数

110キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）35馬力以下



**兵庫県告示第929号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区        | 制限措置            |       |      |                     |          |      |    |           |
|-----------|-----------------|-------|------|---------------------|----------|------|----|-----------|
|           | 漁業種類            | 操業区域  | 漁業時期 |                     | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 明石浦<br>林崎 | たい、はまち<br>五智網漁業 | 別記（注） | たい   | 4月1日から<br>12月31日まで  | 定めなし     | 定めなし | 1隻 | 定めなし      |
|           |                 |       | はまち  | 9月15日から<br>11月20日まで |          |      |    |           |

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年10月1日から同年11月1日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね「はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

明石市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。



兵庫県告示第930号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区                        | 制限措置 |       |      |          |      |    |           |
|---------------------------|------|-------|------|----------|------|----|-----------|
|                           | 漁業種類 | 操業区域  | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 二見町<br>播磨町<br>加古川市<br>高砂市 | 建網漁業 | 別記（注） | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 4隻 | 定めなし      |

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合

は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年10月1日から同年11月1日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

別記 操業区域

明石市江井島港西防波堤灯台と鹿ノ瀬高蔵瀬東灯浮標を結ぶ線及び淡路市江崎灯台と姫路市上島を結ぶ線並びに高砂市東播磨港伊保灯台と姫路市上島を結ぶ線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第931号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置  |                                                                |      |          |      |    |           |
|-----|-------|----------------------------------------------------------------|------|----------|------|----|-----------|
|     | 漁業種類  | 操業区域                                                           | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 姫路市 | 建廻網漁業 | 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。<br>(注) | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 1隻 | 定めなし      |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年10月1日から同年11月1日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。



兵庫県告示第932号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区   | 制限措置  |         |                    |          |      |    |           |
|------|-------|---------|--------------------|----------|------|----|-----------|
|      | 漁業種類  | 操業区域    | 漁業時期               | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 明石浦  | ひき縄漁業 | 別記の1(注) | 周年                 | 定めなし     | 定めなし | 2隻 | 定めなし      |
| 加古川市 | 同上    | 別記の2(注) | 同上                 | 同上       | 同上   | 1隻 | 同上        |
| 姫路市  | 同上    | 別記の3(注) | 5月1日から<br>11月30日まで | 同上       | 同上   | 1隻 | 同上        |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年10月1日から同年11月1日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

1 神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

2 明石市から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

3 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区及び網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第933号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第12号に掲げたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置             |         |      |          |      |     |           |
|-----|------------------|---------|------|----------|------|-----|-----------|
|     | 漁業種類             | 操業区域    | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 林崎  | まだこ・いいだ<br>こつぼ漁業 | 別記の1(注) | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 18隻 | 定めなし      |
| 江井島 | 同上               | 別記の2(注) | 同上   | 同上       | 同上   | 28隻 | 同上        |

|     |    |         |    |    |    |     |    |
|-----|----|---------|----|----|----|-----|----|
| 東二見 | 同上 | 別記の3(注) | 同上 | 同上 | 同上 | 22隻 | 同上 |
| 西二見 | 同上 | 別記の4(注) | 同上 | 同上 | 同上 | 7隻  | 同上 |
| 播磨町 | 同上 | 別記の5(注) | 同上 | 同上 | 同上 | 6隻  | 同上 |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年1月1日から令和9年12月31日までとする。

別記 操業区域

- 1 明石市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 明石市林から明石市魚住町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 明石市大久保町から姫路市的形町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 4 明石市から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 明石市二見町から高砂市荒井町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第934号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区名   | 制限措置   |         |                                 |          |      |     |           |
|-------|--------|---------|---------------------------------|----------|------|-----|-----------|
|       | 漁業種類   | 操業区域    | 漁業時期                            | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 姫路市   | たこつぼ漁業 | 別記の1(注) | 3月1日から11月30日まで                  | 定めなし     | 定めなし | 39隻 | 定めなし      |
| 坊勢    | 同上     | 別記の2(注) | 5月1日から9月30日まで及び11月15日から翌年2月末日まで | 同上       | 同上   | 2隻  | 同上        |
| 津名    | 同上     | 別記の3(注) | 周年                              | 同上       | 同上   | 14隻 | 同上        |
| 五色町   | 同上     | 別記の4(注) | 同上                              | 同上       | 同上   | 24隻 | 同上        |
| 南あわじ  | 同上     | 別記の5(注) | 同上                              | 同上       | 同上   | 9隻  | 同上        |
| 阿万    | 同上     | 別記の6(注) | 同上                              | 同上       | 同上   | 4隻  | 同上        |
| 灘(南淡) | 同上     | 別記の7(注) | 同上                              | 同上       | 同上   | 5隻  | 同上        |
| 沼島    | 同上     | 別記の8(注) | 同上                              | 同上       | 同上   | 2隻  | 同上        |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年1月1日から令和9年12月31日までとする。

別記 操業区域

- 1 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 淡路市塩尾橋崎東端から54度700メートルの点と、同市佐野川尻右岸から129度700メートルの点を結んだ線以内の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 4 淡路市津湾港灯台と徳島県鳴門市北灘町折野港防波堤灯台を結んだ線以南の洲本市五色町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 南あわじ市松帆慶野から阿那賀に至る地先海面(旧西淡町地先海面)。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 南あわじ市阿万船合の鼻から同市潮崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 南あわじ市潮崎から洲本市畑田川までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 洲本市上灘から南あわじ市阿万に至る海面及び同市沼島地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第935号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区               | 制限措置       |      |                    |          |      |    |                                       |
|------------------|------------|------|--------------------|----------|------|----|---------------------------------------|
|                  | 漁業種類       | 操業区域 | 漁業時期               | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格                             |
| 播磨町<br>東播磨<br>高砂 | いかかご<br>漁業 | 別記   | 4月15日から<br>7月10日まで | 定めなし     | 定めなし | 2隻 | 操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者 |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年10月1日から同年11月1日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

別記 操業区域

次の点ウ、エ、オ、カ及びイを順次結んだ線並びにキ及びクを結んだ線と最大高潮時海岸線で囲まれた区域

ア 加古川市金沢町地先神戸製鋼所加古川製鉄所埋立地護岸南西角から護岸に沿い東へ500メートルの点

- イ 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角から護岸に沿って東へ305メートルの点
- ウ 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町界
- エ ウから196度4,000メートルの点
- オ アから204度2,430メートルの点
- カ イから203度30分880メートルの点
- キ 高砂市高砂町向島町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部
- ク キから84度の線と対岸との交点



**兵庫県告示第936号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置        |                                                            |      |          |      |    |           |
|----|-------------|------------------------------------------------------------|------|----------|------|----|-----------|
|    | 漁業種類        | 操業区域                                                       | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 姫路 | かさご・めばるかご漁業 | 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注） | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 1隻 | 定めなし      |

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年10月1日から同年11月1日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア かご網の目合は8節を含みこれより大きくなければならない。

イ かご数は50個以内でなければならない。



**兵庫県告示第937号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

を次のように定める。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置    |       |                    |          |      |    |           |
|----|---------|-------|--------------------|----------|------|----|-----------|
|    | 漁業種類    | 操業区域  | 漁業時期               | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 姫路 | あなごせん漁業 | 別記（注） | 6月1日から<br>11月30日まで | 定めなし     | 定めなし | 1隻 | 定めなし      |

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年10月1日から同年11月1日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第938号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項及び第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置及び特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置及び特定施設の構造等の変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
日清ヨーク株式会社関西工場  
西脇市鹿野町124-5  
工場長 梶原孝夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
日清ヨーク株式会社関西工場  
西脇市鹿野町124-5
- (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                              |                           |         |                     |       |
|--------------------------------------------------|------------------------------|---------------------------|---------|---------------------|-------|
| 種                                                | 類                            | 2号口 洗浄施設<br>(No. 1～No. 3) |         | 2号口 洗浄施設 (No. 4)    |       |
| 能                                                | 力                            | 20m <sup>3</sup> /時・基     |         | 35m <sup>3</sup> /時 |       |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                |                              | 既 設                       |         | 同 左                 |       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                |                              | 既 設                       |         | 同 左                 |       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                |                              | 許可後                       |         | 同 左                 |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                              | 24時間連続                    |         | 同 左                 |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                              | なし                        |         | 同 左                 |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値          | 区 分                          | 通常                        | 最大      | 通常                  | 最大    |
|                                                  | 水素イオン濃度<br>(水素指数)            | 1.5～12.5                  | 1～13    | 1.5～12.5            | 1～13  |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)      | 1,800以下                   | 1,800   | 1,800以下             | 1,800 |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)        | 2,000以下                   | 2,000   | 2,000以下             | 2,000 |
|                                                  | 浮遊物質<br>(単位 mg/L)            | 100以下                     | 100     | 100以下               | 100   |
|                                                  | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)           | 150以下                     | 150     | 150以下               | 150   |
|                                                  | リン含有量<br>(単位 mg/L)           | 20以下                      | 20      | 20以下                | 20    |
|                                                  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 30以下                      | 30      | 30以下                | 30    |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(単位 mg/L)       | 25以下                         | 25                        | 25以下    | 25                  |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                              | 8.33/基                    | 18.33/基 | 6.25                | 13.75 |

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 2号口 洗浄施設 (No. 5、6)    |         |
| 35m <sup>3</sup> /時・基 |         |
| 許可後                   |         |
| 許可後                   |         |
| 同 左                   |         |
| 同 左                   |         |
| 同 左                   |         |
| 通常                    | 最大      |
| 1.5~12.5              | 1~13    |
| 1,800以下               | 1,800   |
| 2,000以下               | 2,000   |
| 100以下                 | 100     |
| 150以下                 | 150     |
| 20以下                  | 20      |
| 30以下                  | 30      |
| 25以下                  | 25      |
| 8.33/基                | 18.33/基 |

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

| 種 類                                                              |                                            | 排水処理施設               |                 |                 |                 |                                               |                 |                 |                 |
|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 変 更 前 後 の 区 分                                                    |                                            | 変 更 前                |                 |                 |                 | 変 更 後                                         |                 |                 |                 |
| 型 式                                                              |                                            | スミスラッジ式処理、ろ過、活性炭     |                 |                 |                 | 膜分離活性汚泥法（平膜）                                  |                 |                 |                 |
| 構 造                                                              |                                            | 鉄筋コンクリート             |                 |                 |                 | 同 左                                           |                 |                 |                 |
| 主 要 寸 法                                                          |                                            | 12.00m×23.50m×12.05m |                 |                 |                 | 12.00m×23.50m×12.05m、<br>13.00m×33.10m×10.75m |                 |                 |                 |
| 能 力                                                              |                                            | 500m <sup>3</sup> /日 |                 |                 |                 | 900m <sup>3</sup> /日                          |                 |                 |                 |
| 汚 水 等 の 処 理 方 式                                                  |                                            | スミスラッジ方式、ろ過、活性炭吸着塔   |                 |                 |                 | 膜分離式活性汚泥処理法                                   |                 |                 |                 |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                                |                                            | 既 設                  |                 |                 |                 | 許可後                                           |                 |                 |                 |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                                |                                            | 既 設                  |                 |                 |                 | 許可後                                           |                 |                 |                 |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                                |                                            | —                    |                 |                 |                 | 許可後                                           |                 |                 |                 |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                              |                                            | 24時間連続               |                 |                 |                 | 同 左                                           |                 |                 |                 |
| 使用時間の季節的変動の概要                                                    |                                            | な し                  |                 |                 |                 | 同 左                                           |                 |                 |                 |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値                  | 区 分                                        | 処理前                  |                 | 処理後             |                 | 処理前                                           |                 | 処理後             |                 |
|                                                                  |                                            | 通常                   | 最大              | 通常              | 最大              | 通常                                            | 最大              | 通常              | 最大              |
|                                                                  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>（水素指数）                    | 4.5<br>～<br>5.5      | 4.5<br>～<br>5.5 | 5.8<br>～<br>8.6 | 5.8<br>～<br>8.6 | 4.5<br>～<br>5.5                               | 4.5<br>～<br>5.5 | 5.8<br>～<br>8.6 | 5.8<br>～<br>8.6 |
|                                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>（単位 mg/L）                    | 1,200                | 1,500           | 15              | 30              | 1,200                                         | 1,500           | 10              | 20              |
|                                                                  | 化学的酸素要求量<br>（単位 mg/L）                      | 475                  | 600             | 20              | 20              | 475                                           | 600             | 8               | 20              |
|                                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>（単位 mg/L）                     | 450                  | 550             | 25              | 40              | 450                                           | 550             | 20              | 30              |
|                                                                  | 窒 素 含 有 量<br>（単位 mg/L）                     | 53                   | 60              | 8               | 10              | 53                                            | 60              | 8               | 10              |
|                                                                  | リン 含 有 量<br>（単位 mg/L）                      | 8                    | 9.5             | 0.8             | 1               | 8                                             | 9.5             | 0.8             | 1               |
|                                                                  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>（単位 mg/L）               | 35                   | 50              | 4               | 5               | 35                                            | 50              | 4               | 5               |
|                                                                  | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>（単位 mg/L） | 3                    | 5               | 3以下             | 5以下             | 3                                             | 5               | 3以下             | 5以下             |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大の量（単位 m <sup>3</sup> /日） |                                            | 300                  | 399             | 300             | 399             | 600                                           | 900             | 600             | 900             |

(5) 排出水の汚染状態及び量

| 変更前後の区分                                    |    | 変更前     |         | 変更後     |         |
|--------------------------------------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 排水口名                                       |    | No. 1   | No. 2   | No. 1   | No. 2   |
| 排水量<br>(単位 m <sup>3</sup> /日)              | 通常 | 300     | 50      | 600     | 0       |
|                                            | 最大 | 399     | 99      | 900     | 150     |
| 水素イオン濃度<br>(水素指数)                          | 通常 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
|                                            | 最大 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
| 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                    | 通常 | 15      | 5       | 10      | 5       |
|                                            | 最大 | 30      | 5       | 20      | 5       |
| 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                      | 通常 | 20      | 5       | 8       | 5       |
|                                            | 最大 | 20      | 5       | 20      | 5       |
| 浮遊物質<br>(単位 mg/L)                          | 通常 | 25      | 5       | 20      | 5       |
|                                            | 最大 | 40      | 5       | 30      | 5       |
| 窒素含有量<br>(単位 mg/L)                         | 通常 | 8       | 5       | 8       | 5       |
|                                            | 最大 | 10      | 5       | 10      | 5       |
| リン含有量<br>(単位 mg/L)                         | 通常 | 0.8     | 1       | 0.8     | 1       |
|                                            | 最大 | 1       | 1       | 1       | 1       |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L)               | 通常 | 4       | 1       | 4       | 1       |
|                                            | 最大 | 5       | 1       | 5       | 1       |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(単位 mg/L) | 通常 | 3以下     | 1以下     | 3以下     | 1以下     |
|                                            | 最大 | 5以下     | 1以下     | 5以下     | 1以下     |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年10月1日から同月23日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び西脇市くらし安心部環境課



兵庫県告示第939号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、昭和48年兵庫県告示第2114号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域に次の区域を加える。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者  
兵庫県副知事 服部洋平

指定区域

| 区 域 名 | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町 大 字 名                             | 小 字 名 | 地 番                                                   |
|-------|-------|-------|-------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------|
| 北 山   | 神 戸 市 | 兵 庫 区 | 氷 室 町 1 丁 目<br>鳥 原 町<br>千 鳥 町 4 丁 目 | 向 山   | 5 番 11 の 一 部<br>1 番 の 一 部、2 番 1 の 一 部<br>6 番 16 の 一 部 |



**兵庫県告示第940号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年10月1日

兵庫県但馬県民局長 多田 欣也

- 1 指定する貯水施設の所在地  
豊岡市日高町上郷字西ノ谷285番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称 | 住 所           | 代表者の氏名 |
|-----|---------------|--------|
| 西谷池 | 豊岡市日高町上郷396番地 | 河 本 寛  |

- 3 指定する理由  
但馬地域内円山川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第941号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年10月1日

兵庫県但馬県民局長 多田 欣也

- 1 指定する貯水施設の所在地  
豊岡市日高町上郷字滝谷526番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称 | 住 所           | 代表者の氏名 |
|-----|---------------|--------|
| 滝谷池 | 豊岡市日高町上郷396番地 | 河 本 寛  |

- 3 指定する理由  
但馬地域内円山川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第942号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年10月1日

兵庫県但馬県民局長 多田 欣也

- 1 指定する貯水施設の所在地  
豊岡市日高町夏栗字小谷975番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

|     |               |        |
|-----|---------------|--------|
| 名称  | 住所            | 代表者の氏名 |
| 小谷池 | 豊岡市日高町夏栗498—3 | 前野作治   |

3 指定する理由

但馬地域内円山川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第943号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年10月1日

兵庫県但馬県民局長 多田欣也

1 指定する貯水施設の所在地

豊岡市出石町福見字観音寺262番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

|      |               |        |
|------|---------------|--------|
| 名称   | 住所            | 代表者の氏名 |
| 観音寺池 | 豊岡市出石町荒木948番地 | 加藤信弘   |

3 指定する理由

但馬地域内円山川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

本人確認情報等の提供、利用及び保護の状況に関する公表

本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）第10条の規定に基づき、本人確認情報等の提供、利用及び保護の状況を次のとおり公表する。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

1 本人確認情報等の提供

| 提供先 | 事 務                                                                | 提供年月                     | 提供件数           |
|-----|--------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------|
| 市町長 | 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による同法第76条第1項の保険料の徴収（延滞金の徴収を含む。）に関する事務         | 令和6年5月                   | 1              |
| 市町長 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による同法第104条第1項の保険料の徴収（延滞金の徴収を含む。）に関する事務 | 令和5年7月                   | 1              |
| 市町長 | 介護保険法（平成9年法律第123号）による同法第129条第1項の保険料の徴収（延滞金の徴収を含む。）に関する事務           | 令和5年7月<br>同年8月<br>令和6年5月 | 115<br>30<br>1 |

|       |                                                                                                                     |        |       |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|
| 教育委員会 | 特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（成年に達した生徒にあつては、その者の就学に必要な経費を負担する者）に対する当該就学に必要な経費に係る補助金の交付に関する事務 | 令和5年7月 | 33    |
|       |                                                                                                                     | 同 年8月  | 130   |
|       |                                                                                                                     | 同 年9月  | 33    |
|       |                                                                                                                     | 同 年10月 | 130   |
|       |                                                                                                                     | 同 年12月 | 163   |
|       |                                                                                                                     | 令和6年2月 | 163   |
|       |                                                                                                                     | 同 年4月  | 163   |
| 教育委員会 | 高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学金の支給に関する事務                                                                                   | 令和5年7月 | 5869  |
|       |                                                                                                                     | 同 年8月  | 10940 |
|       |                                                                                                                     | 同 年9月  | 7823  |
|       |                                                                                                                     | 同 年10月 | 11698 |
|       |                                                                                                                     | 同 年11月 | 8079  |
|       |                                                                                                                     | 同 年12月 | 10178 |
|       |                                                                                                                     | 令和6年1月 | 9399  |
|       |                                                                                                                     | 同 年2月  | 10187 |
|       |                                                                                                                     | 同 年3月  | 6477  |
|       |                                                                                                                     | 同 年4月  | 13690 |
|       |                                                                                                                     | 同 年5月  | 6474  |
|       |                                                                                                                     | 同 年6月  | 10857 |
| 監査委員  | 地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務                                                                            | 令和6年4月 | 1     |
| 公安委員会 | 道路交通法（昭和35年法律第105号）による同法第51条の4第4項の放置違反金の徴収（同条第13項後段の延滞金及び手数料並びに滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務                                  | 令和5年7月 | 848   |
|       |                                                                                                                     | 同 年8月  | 914   |
|       |                                                                                                                     | 同 年9月  | 730   |
|       |                                                                                                                     | 同 年10月 | 923   |
|       |                                                                                                                     | 同 年11月 | 639   |
|       |                                                                                                                     | 同 年12月 | 962   |
|       |                                                                                                                     | 令和6年1月 | 565   |
|       |                                                                                                                     | 同 年2月  | 931   |
|       |                                                                                                                     | 同 年3月  | 670   |
|       |                                                                                                                     | 同 年4月  | 1003  |
|       |                                                                                                                     | 同 年5月  | 621   |
|       |                                                                                                                     | 同 年6月  | 837   |

2 本人確認情報等の利用

| 事 務                                                        | 利用年月   | 利用件数 |
|------------------------------------------------------------|--------|------|
| 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による同法第56条第2項の徴収金の徴収（滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務 | 令和5年7月 | 2    |
|                                                            | 同 年10月 | 2    |
| 農薬取締法（昭和23年法律第82号）による同法第17条第1項の届出に関する事務                    | 令和5年8月 | 1    |
|                                                            | 同 年9月  | 2    |
|                                                            | 同 年10月 | 4    |
|                                                            | 同 年11月 | 3    |
|                                                            | 令和6年1月 | 2    |
|                                                            | 同 年3月  | 1    |

|                                                                                                                                                                                                          |         |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----|
| 土地改良法（昭和24年法律第195号）による同法第18条第17項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務                                                                                                                                       | 令和6年4月  | 8  |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年5月   | 23 |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年6月   | 3  |
| 採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務                                                                                                                                                      | 令和5年12月 | 3  |
|                                                                                                                                                                                                          | 令和6年1月  | 1  |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年6月   | 1  |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による同法第16条に規定する母子福祉資金貸付金、同法第31条の6第7項に規定する父子福祉資金貸付金又は同法第32条第7項に規定する寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の徴収（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第17条（同令第31条の7及び第38条において読み替えて準用する場合を含む。）の違約金の徴収を含む。）に関する事務 | 令和5年9月  | 3  |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年10月  | 2  |
|                                                                                                                                                                                                          | 令和6年1月  | 1  |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年3月   | 2  |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年4月   | 16 |
| 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による同法第18条の職業転換給付金の支給に関する事務                                                                                                                          | 令和5年11月 | 7  |
| 浄化槽法（昭和58年法律第43号）による同法第33条第3項の届出に関する事務                                                                                                                                                                   | 令和5年12月 | 2  |
| 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による被爆者健康手帳に関する事務                                                                                                                                                         | 令和5年11月 | 3  |
| 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）による同法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第2条に規定する農業改良資金に係る償還金の徴収（同法第11条の違約金の徴収を含む。）に関する事務                           | 令和6年4月  | 1  |
| 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号。以下「県営住宅条例」という。）による事務であって県営住宅条例第1条の県営住宅（県営住宅条例第2条第2号イに規定する県営住宅に限る。）の管理に関する事務                                                                                           | 令和5年7月  | 18 |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年8月   | 10 |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年9月   | 16 |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年10月  | 13 |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年11月  | 3  |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年12月  | 25 |
|                                                                                                                                                                                                          | 令和6年1月  | 4  |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年2月   | 25 |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年3月   | 4  |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年4月   | 21 |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年5月   | 8  |
| 同 年6月                                                                                                                                                                                                    | 21      |    |
| 恩給条例（昭和36年兵庫県条例第40号）による恩給の支給に関する事務                                                                                                                                                                       | 令和5年9月  | 6  |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年11月  | 9  |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年12月  | 6  |
|                                                                                                                                                                                                          | 令和6年3月  | 6  |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年5月   | 3  |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年6月   | 7  |

|                                                                                                                         |         |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----|
| 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年兵庫県条例第18号）による同条例第6条第1項若しくは第2項の掛金の徴収又は同条例第8条第1項若しくは第2項の年金の支給に関する事務                                 | 令和5年7月  | 18 |
|                                                                                                                         | 同年8月    | 10 |
|                                                                                                                         | 同年9月    | 16 |
|                                                                                                                         | 同年10月   | 13 |
|                                                                                                                         | 同年11月   | 3  |
|                                                                                                                         | 同年12月   | 25 |
|                                                                                                                         | 令和6年1月  | 4  |
|                                                                                                                         | 同年2月    | 25 |
|                                                                                                                         | 同年3月    | 4  |
|                                                                                                                         | 同年4月    | 21 |
|                                                                                                                         | 同年5月    | 8  |
|                                                                                                                         | 同年6月    | 21 |
| 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第1項に規定する行政書士試験に係る合格証明書の交付に関する事務                                                                     | 令和6年4月  | 2  |
|                                                                                                                         | 同年5月    | 1  |
| 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに係る事業の用に供する土地の取得に関する事務                                                                    | 令和5年7月  | 2  |
|                                                                                                                         | 同年8月    | 6  |
|                                                                                                                         | 同年9月    | 7  |
|                                                                                                                         | 同年10月   | 4  |
|                                                                                                                         | 同年11月   | 2  |
|                                                                                                                         | 同年12月   | 4  |
|                                                                                                                         | 令和6年1月  | 4  |
|                                                                                                                         | 同年2月    | 9  |
|                                                                                                                         | 同年3月    | 2  |
|                                                                                                                         | 同年4月    | 7  |
| 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する社会福祉士又は同条第2項に規定する介護福祉士としての業務に従事しようとする者に対する修学資金の貸付けの決定又はその返還金の徴収（延滞利息の徴収を含む。）に関する事務 | 令和5年12月 | 4  |
|                                                                                                                         |         |    |
| 農薬取締法第2条第1項に規定する病虫害の防除の業を営もうとする者の届出に関する事務                                                                               | 令和6年5月  | 1  |
| 外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務                            | 令和5年7月  | 19 |
|                                                                                                                         | 同年8月    | 9  |
|                                                                                                                         | 同年9月    | 19 |
|                                                                                                                         | 同年10月   | 9  |
|                                                                                                                         | 同年11月   | 18 |
|                                                                                                                         | 令和6年1月  | 27 |
|                                                                                                                         | 同年3月    | 27 |
| 同年5月                                                                                                                    | 27      |    |

|                                                    |        |      |
|----------------------------------------------------|--------|------|
| 特定不妊治療（体外受精又は顕微授精による不妊治療をいう。）に要する費用に係る助成金の支給に関する事務 | 令和5年7月 | 413  |
|                                                    | 同 年8月  | 1651 |
|                                                    | 同 年9月  | 411  |
|                                                    | 同 年10月 | 1062 |
|                                                    | 同 年11月 | 1000 |
|                                                    | 同 年12月 | 1063 |
|                                                    | 令和6年1月 | 1000 |
|                                                    | 同 年2月  | 1063 |
|                                                    | 同 年3月  | 1043 |
|                                                    | 同 年4月  | 815  |
|                                                    | 同 年5月  | 1248 |
|                                                    | 同 年6月  | 815  |

3 本人確認情報等の保護に関する状況

本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例第8条第2項の規定により漏えい等の防止のために講じられた措置はなし。



**令和6年度兵庫県高齢者特別賞表彰**

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条の規定により、令和6年9月11日に次の者を表彰した。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 (1) 氏 名 赤 井 花 城

(2) 住 所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、川柳作家として川柳の普及と発展に尽くされる傍ら、兵庫県川柳協会理事長として会の発展に貢献され、現在もふあうすと川柳社主幹として後進の指導・育成に努めるなど、県民文化の向上に活躍されている。

2 (1) 氏 名 浅 田 耕 三

(2) 住 所 宍粟市

(3) 功績内容

永年にわたって、歴史小説作家として歴史小説の執筆活動に尽くされる傍ら、太子町公民館及び山崎町立図書館において「源氏物語」の通釈及び注釈に尽力され、文学講座講師や文化協会機関誌の編集アドバイザーとして社会教育の発展に貢献されるなど、県民文化の向上に活躍されている。

3 (1) 氏 名 有 馬 時 男

(2) 住 所 西宮市

(3) 功績内容

永年にわたって、指導者として少林寺拳法の普及と発展に尽くされる傍ら、西宮市少林寺拳法協会理事長として会の発展に貢献されるなど、地域スポーツの振興に活躍されている。

4 (1) 氏 名 伊 野 操 治

(2) 住 所 宍粟市

(3) 功績内容

永年にわたって、ボーイスカウト運動の支援者としてボーイスカウト活動の発展に尽くされる傍ら、日本ボーイスカウト兵庫連盟参与として会の活性化や運動の振興に貢献されるなど、青少年の健全育成に活躍されている。

5 (1) 氏 名 大 辻 正 忠

(2) 住 所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、少年指導委員・兵庫防犯協会中央支部支部長として防犯パトロールや少年補導に尽くされ、現在も地域の防犯組織の育成と連携に努めるなど、安全安心な地域づくりに活躍されている。

## 6(1) 氏名 加藤 隆久

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、神社神道や歴史民俗の調査研究に尽くされる傍ら、兵庫県文化賞受賞者懇話会代表や兵庫県芸術文化協会評議員、神戸芸術文化会議議長（現・名誉顧問）等を務め、県民文化の向上に活躍されている。

## 7(1) 氏名 佐藤 純世

(2) 住所 豊岡市

(3) 功績内容

永年にわたって、観世流名誉師範として能楽の普及と発展に尽くされ、現在も謡曲や仕舞の指導を通じて後進の育成や伝統芸能の伝承に尽力するなど、県民文化の向上に活躍されている。

## 8(1) 氏名 澤村 誠志

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、リハビリテーションの普及と発展に尽くされる傍ら、兵庫県立総合リハビリテーションセンターの設立や発展に貢献され、現在も兵庫県社会福祉事業団顧問や総合リハビリテーションセンター中央病院名誉院長として、県民福祉の向上に活躍されている。

## 9(1) 氏名 城越 恵美子

(2) 住所 淡路市

(3) 功績内容

永年にわたって、淡路交通安全協会副会長として交通事故防止活動に尽くされる傍ら、学童の保護誘導などの地域防犯活動に尽力するなど、安全安心な地域づくりに活躍されている。

## 10(1) 氏名 樽谷 清

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、北区連合自治協議会会長や神戸市自治会連絡協議会副会長として自治会活動に尽くされ、現在も北五葉連合自治会会長や神戸市北区社会福祉協議会理事長として地域福祉の向上と住民の交流促進に努めるなど、明るい地域づくりに活躍されている。

## 11(1) 氏名 辻 司

(2) 住所 宝塚市

(3) 功績内容

永年にわたって、洋画家として洋画の普及と発展に尽くされる傍ら、宝塚美術協会会長として会の発展や後進の指導・育成に努め、現在も同協会名誉会長として、県民文化の向上に活躍されている。

## 12(1) 氏名 富山 要介

(2) 住所 川西市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の向上に尽くされる傍ら、学校医として学校保健の向上に尽力し、その功により叙勲を受けるなど、地域医療の推進のために活躍されている。

## 13(1) 氏名 中塚 貞義

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、少年補導員として集団パトロール等を行い青少年の非行防止に尽くされる傍ら、須磨少年補導員連絡協議会副会長として補導活動の推進に貢献されるなど、青少年の健全育成に活躍されている。

## 14(1) 氏名 中西 覚

(2) 住所 西宮市

(3) 功績内容

永年にわたって、作曲家として県民創作オペラ「おさん茂兵衛丹波歌暦」など数多くの作品を生み出し、

音楽の普及と発展に尽くされる傍ら、各種団体の顧問・相談役・指揮者として後進の指導・育成に努めるなど、県民文化の向上に活躍されている。

## 15(1) 氏名 馬場 美智子

(2) 住所 川西市

(3) 功績内容

永年にわたって、舞踊家として洋舞の普及と発展に尽くされる傍ら、代表を務めるバレエ団で後進の指導・育成に努めるとともに、兵庫県洋舞家協会顧問として会の発展に貢献されるなど、県民文化の向上に活躍されている。

## 16(1) 氏名 前田 栄一

(2) 住所 高砂市

(3) 功績内容

永年にわたって、兵庫県連合自治会副会長や高砂市連合自治会会長等として自治会活動に尽くされ、現在も米田町地域交流広場事業推進委員会委員として地域福祉の向上と住民の交流促進に努めるなど、明るい地域づくりに活躍されている。

## 17(1) 氏名 南 亀次郎

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、ひよどり台連合自治会長やひよどり台ふれあいのまちづくり協議会委員長として地域の活性化に尽くされる傍ら、神戸市北区社会福祉協議会理事等の複数の要職を務められ、地域福祉の向上に努めるなど、明るい地域づくりに活躍されている。

## 18(1) 氏名 宮田 昇

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、消防用設備等保守点検業を営まれる傍ら、一般社団法人兵庫県消防設備保守協会理事として消防用設備の普及や維持管理を通じ地域防災力の向上に努めるなど、安全安心な地域づくりに活躍されている。

## 19(1) 氏名 山西 年夫

(2) 住所 尼崎市

(3) 功績内容

永年にわたって、尼崎東交通安全協会金賞部会副会長として交通安全や交通事故防止に尽くされ、現在も同役職にあって小中学生や高校生に対する啓発活動を行い、安全安心な地域社会づくりに活躍されている。

## 20(1) 氏名 山本 忠司

(2) 住所 川西市

(3) 功績内容

永年にわたって、川西東多田地域ふれあいの会委員及び川西防犯協会委員として高齢者の特殊詐欺被害防止に向けた啓発活動に尽くされる傍ら、川西市立けやき坂小学校安全協力員代表として学童の見守り活動を行い、安全安心な地域づくりに活躍されている。

## 21(1) 氏名 吉田 和史

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、垂水交通安全協会監事として交通事故防止活動に尽くされる傍ら、垂水地域交通安全活動推進委員として交通安全の広報・啓発に努めるなど、安全安心な地域づくりに活躍されている。

## 22(1) 氏名 吉田 一孝

(2) 住所 豊岡市

(3) 功績内容

永年にわたって、指導者として合唱の普及と発展に尽くされ、現在も合唱団や高齢者サークルの合唱指導及び指揮を通じて後進の指導・育成に努めるなど、県民文化の向上に活躍されている。

~~~~~

都市計画の変更に係る案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県に意見書を提出することができる。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者
兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 都市計画の種類及び名称
東播都市計画公園
9.6.3号 三木総合防災公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
三木市志染町御坂字市原
- 3 都市計画の案の縦覧期間
令和6年10月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び三木市都市整備部都市政策課
- 5 意見書の提出
意見書を提出しようとする者は、この案についての意見をできるだけ具体的に記載し、以下により提出すること。

- (1) 持参又は郵送による場合
住所、氏名を記載し、神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市計画課に縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。
- (2) インターネットによる場合
「兵庫県電子申請システム共同運営システム（e-ひょうご）」を利用して、画面の指示に従って縦覧期間満了の日までに提出すること。

アドレス <https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1726104606588>

QRコード



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者
兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市米田町米田字西ノ野203番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市平岡町新在家117番地
SHOWA GROUP株式会社 代表取締役 湖中正 泰
- 3 許可年月日及び許可番号
令和6年3月22日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-43号（5高砂）

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（第2工区）

三木市志染町青山七丁目1番2の一部、1番17、1番19、1番21から1番25まで

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市中央区磯辺通四丁目2番22号

大和ハウス工業株式会社神戸支店 支配人 酒井 秀起

- 3 許可年月日及び許可番号

令和6年9月17日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-13-4号（5三木）



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年10月1日

契約担当者

兵庫県西播磨県民局長 城下 隆広

- 1 入札に付する事項

- (1) 工事名

治水（引）第6025-0-003号

（一）揖保川水系引原川引原ダム 引原ダム再生建設工事（以下「本件工事」という。）

- (2) 工事場所

宍粟市波賀町日ノ原

- (3) 工事概要

工種 一般土木工事

数量 堤体工

堤体嵩上げ	コンクリート打設	2,890.0	立方メートル
-------	----------	---------	--------

減勢工導流壁	コンクリート打設	30,946.0	立方メートル
--------	----------	----------	--------

洪水吐工

コンジット放流設備	堤体削孔	528.0	立方メートル
-----------	------	-------	--------

閉塞コンクリート打設		405.0	立方メートル
------------	--	-------	--------

仮設工

仮設備工		1.0	式
------	--	-----	---

堤体部仮設構台		1.0	式
---------	--	-----	---

- (4) 工期

○フレックス方式

本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）である。発注者が示した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。

なお、落札候補者は資格確認資料提出時に、様式1号により工期の始期日及び終期日を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事者の現場代理人を充てることできる。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：令和13年3月25日まで（余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 今後一連の工事として一般競争入札により発注が予定される工事名、工事概要及び入札公告予定時期

工事名	引原ダム放流設備製作据付工事
工事概要	コンジットゲート放流設備 1式
	クレストゲート放流設備 1式
	仮設工 1式

入札公告予定時期 令和7年3月

(7) 落札方式

本件工事は、発注者が指定する項目に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案型）の適用工事である。

総合評価落札方式は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、契約内容に適合した履行の確実性を審査し、評価する施工体制確認型総合評価落札方式とする。

なお、本件工事は、入札参加申込書と同時に技術提案書の提出を求める。

開札後、入札価格が低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。

(8) 週休2日制度の活用

本件工事は、原則週休2日（土曜及び日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

(9) 技術提案の受付

本件工事は、本契約締結後に施工方法等のVE提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

(10) ICTの活用（発注者指定型（ICT土工））

本件工事は、次のアからカまでの全ての施工プロセスにICTを活用するものとする。工事成績は、ICTを活用した場合に加点評価を行う。

- ア 3次元起工測量
- イ 3次元設計データ作成
- ウ ICT建設機械による施工
- エ 3次元出来形管理資料等の作成
- オ 出来形確認及び検査
- カ 納品

(ii) その他

本件工事は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事」の対象工事である。

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記6(1)に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が一般土木工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が本契約締結予定日（令和7年3月中旬・議決日以降）までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日まで失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,000点以上であること。

カ 平成21年度以降に、代表構成員にあつては堤高30メートル以上（共同企業体の代表構成員以外の構成員としての実績の場合は60メートル以上）の重力式コンクリートダム工事を、その他の構成員にあつては1件の請負工事完成額が1億円以上の一般土木工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了したもの）を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者（「代表構成員」1者、「その他の構成員」2者から構成）とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

また、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者同士は、本件工事の入札参加申込を行う同一又は他の特別共同企業体となることできない。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあっては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和6年12月3日（火）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置技術者の要件

ア 次に掲げる基準を全て満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

ただし、余裕期間制度活用工事において申込期限日に他の工事に従事している場合は、「余裕期間制度を活用する工事に係る事務取扱要領7(1)及び(2)」により取り扱うこととする。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であつて、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(7) 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格に加え、ダム工事総括管理技術者の資格を有

すること。

- (イ) 平成21年度以降に完成した堤高30メートル以上の重力式コンクリートダム本体建設工事において、元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として堤体コンクリート打設工に従事した施工実績を有すること。なお、施工実績は、堤体コンクリート打設期間が1年未満の場合は2分の1以上、1年以上の場合は6ヶ月以上従事した期間を有すること。
- (ロ) 代表構成員以外の構成員の配置予定技術者については、1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した入札参加資格確認資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

なお、現場代理人については、代表構成員が配置すること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した入札参加資格確認資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

なお、余裕期間制度活用工事の場合は、余裕期間内に限り他の工事従事中の現場代理人を充てることことができる。

(5) 技術提案書の提出に関する要件

入札参加申込時に、技術提案書を提出すること。また、その技術提案書が適正であること。

技術提案書の提出にあたっては、別に定める技術提案書作成要領により作成すること。

なお、提出された技術提案書を評価した結果、加算点が0点の者、若しくは性能等の要求要件を1項目でも満たしていない者は、提案を不適として入札参加資格を与えない。また、技術提案に係る技術・社会貢献評価数値の加算対象としない。

(6) 追加資料の提出に関する要件

開札後、入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。追加資料の提出にあたっては、技術提案書作成要領により作成すること。

なお、入札価格が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の者は、追加資料の提出は不要とする。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び下記7(6)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和6年10月1日（火）から同年12月6日（金）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所：問合せ先）

〒678-1205 兵庫県赤穂郡上郡町光都2-25

兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課（財務担当）

電話番号（0791）58-2108

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料等並びに誓約書、設計図書等の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料等

令和6年10月1日（火）から同年11月1日（金）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、図面等をいう。以下同じ。）等

令和6年10月1日（火）から同年12月6日（金）まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書、入札参加資格確認資料及び技術提案書を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和6年10月1日（火）から同年11月1日（金）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みを使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものである。

ウ 入札参加資格確認資料及び技術提案書は、上記4(2)の場所に持参する。

7 入札手続等

(1) 入札期間

令和6年12月9日（月）から同月10日（火）まで

毎日午前9時から午後5時まで（12月10日（火）は正午まで）

(2) 開札日時

令和6年12月11日（水）午前10時00分

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び適正と認められた技術提案書を持参又は郵送により提出すること。その際、入札情報サービスの公告文書等で情報提供している「工事費内訳書に活用できる様式」を原則として利用し提出すること。

(4) 追加資料の受付

ア 提出期間

令和6年12月12日（木）から同月13日（金）まで

毎日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

上記4(2)の場所に持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）すること。

工事名及び入札参加者名を記載して、追加資料在中と朱書した封筒に封入すること。

なお、詳細については技術提案書作成要領を参照のこと。

(5) 入札保証金及び契約保証金

要

(6) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び適正と認められた技術提案書を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 入札参加申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記13(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 別紙、入札説明書11(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

キ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当する者の行った入札は無効とする。

ク 総合評価に関する技術提案について、適正と認められた技術提案書に記載した内容と異なる技術提案をもってした入札は、無効とする。

ケ 入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思がないと申告した者の行った入札は、無効とする。

コ 入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告したにもかかわらず、期限内に追加資料の全部若しくは一部を提出しない者又は白紙で提出した者の行った入札は、無効とする。

8 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価指標

評価項目及び評価指標については、次のとおりとする。

<施工体制評価点>

評価区分	評価項目
施工体制の確保	①品質確保の実効性 ②施工体制確保の確実性

<加算点>

評価項目	評価指標
性能・機能	堤体（減勢工・導流壁含む）コンクリートの品質確保
	コンジットと既設堤体接合部の品質確保
環境の維持	周辺環境に対する影響低減対策
地域企業の活用	技術力向上などの地元貢献
地域材料の活用	指定資材の県内調達
建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用	建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録
減点	不履行項目数

(2) 総合評価の方法

評価は、次の算定式によって得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝技術評価点／入札価格（単位：億円）

＝（標準点（90点）＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格（単位：億円）

施工体制評価点は、技術提案書作成要領に規定する評価基準により各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値（小数点以下第4位四捨五入）とする。

加算点は、上記(1)に対し、最大15点とする。

評価項目ごとの配点、評価基準、性能等の要求要件等については、技術提案書作成要領を参照のこと。

(3) 落札者の決定方法

ア 次の(ア)から(イ)まで要件に該当する入札参加者のうち、上記(2)の評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(イ) 評価項目に対する技術提案が性能等の要求要件を満たしていること。

(イ) 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点（性能等の要求要件を満たしている場合に与える点数（標準点））を予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合には、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格（億円単位））で除した数値を下回っていないこと。

イ 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契

約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者とししない。

エ 落札となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

9 技術提案書の記載内容の担保

- (1) 受注者の責に帰すべき理由により、入札時に提示された技術提案書の記載内容が履行されない場合は、実際の履行内容にもとづいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を契約金額から減額する。

また、工事成績評定点を減じるとともに、当該工事が完成し、引渡し完了した日の翌年度7月から1年間、兵庫県が発注する総合評価落札方式を適用する全ての工事において、得点の合計から減点を行う。

- (2) 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された技術提案書の記載内容が履行できなかった場合は、受注者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。なお、申し出た理由が、受注者の責によらないと認められた場合は、上記(1)を適用しないこととする。
- (3) 悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第4号の規定により、契約を解除する場合がある。
- (4) 技術提案書等に虚偽の記載があった場合又は受注者の責によって、技術提案書の記載内容が履行できない評価項目数が多数に及ぶ場合は、兵庫県指名停止基準の適用対象とする。

10 契約の締結

- (1) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

- (2) 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

- (3) 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。ただし、落札者が、資格を失った構成員を除いて特別共同企業体協定書を変更して、その協定書を議案の上程日の前日までに提出し、変更後の特別共同企業体の構成員が2者となっている場合において、仮契約を締結していないときには仮契約を締結することがあり、仮契約を締結しているときには締結している仮契約を解除せずに一部変更の仮契約を締結することがある。

11 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- (1) 年割支払 有
- (2) 前金払 有
- (3) 中間前金払 有
- (4) 部分払 有
- (5) 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

12 下請負人の健康保険等加入義務等

- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

- (7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別

の事情があると発注者が認める場合

- (4) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が上記(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ 上記アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

- (7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

- (4) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

- (3) 発注者は、受注者が上記(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、上記(2)に規定する場合を除く。

- (4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が上記(2)イに掲げる下請負人である場合において(7)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(4)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

- (3) 上記(2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については68パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格特別重点調査について」を参照のこと）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和6年12月11日（水）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は同月13日（金）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、上記3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術

者と同様の職務を行うものとする。

- (5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県土木部契約管理課宛て申請し、開札時までに取り得ることを条件として、契約担当者が入札参加資格確認を受けることができる。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 問合せ先
上記4(2)に同じ。
- (8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課（財務担当）にて落札決定日の翌日までに公表する。また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス（アドレス<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）にて公表する。

14 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Upgrade of the Hikihara Dam on the Hikihara River (class A river), part of the Ibo River System
 - a. Dam body
Dam body raising: Concrete placement volume 2,890 m³
Energy dissipator and training wall construction: Concrete placement volume 30,946 m³
 - b. Flood spillway
Conduit gate: Dam body drilling 528 m³
Concrete filling 405 m³
 - c. Temporary works
Temporary facility: 1 set
Temporary work platform at the dam body: 1 set
- (2) Deadline for the submission of tender application forms: 17:00 November 1, 2024
- (3) Deadline for tender: 12:00 December 10, 2024
- (4) Contact:
General Affairs Office, Nishi-Harima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government
2-25 Koto, Kamigori-cho, Ako-gun, Hyogo 678-1205
Tel (0791) 58-2108

~~~~~

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年10月1日

兵庫県知事職務代理人

兵庫県副知事 服部洋平

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
豊岡市戸牧字柏ヶ谷1978番3、1978番8から1978番10まで、1978番17、1978番20
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
豊岡市中央町2番4号  
豊岡市長 関貫久仁郎
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年9月6日  
兵庫県指令但馬（豊土）（建）第1—2—2号（29豊岡）

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年10月1日

契約担当者

兵庫県但馬県民局長 多田 欣也

1 入札に付する事項

(1) 工事名

(国) 178号 浜坂道路Ⅱ期 諸寄高架橋(仮称) 上部工事(以下「本件工事」という。)

(2) 工事場所

美方郡新温泉町諸寄

(3) 工事概要

鋼5径間連続合成細幅箱桁橋：施工延長=306.5メートル 幅員=7.0(12.0)メートル

工場製作工 : 1.0 式

鋼橋架設工(JR跨線部除く。) : 1.0 式

床版工(JR跨線部除く。) : 1.0 式

橋梁^{りょう}付属物工(JR跨線部除く。) : 1.0 式

舗装工 : 1.0 式

(4) 工期

本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事(フレックス方式)である。発注者が示した全体工期(余裕期間と工期をあわせた期間)の内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。

なお、落札候補者は資格確認資料提出時に、様式1号により工期の始期日及び終期日を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事者の現場代理人を充てることできる。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：令和10年1月31日まで

(余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで)

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 落札方式

本件工事は、発注者が指定するテーマに関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(技術提案型)の適用工事である。

総合評価落札方式は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、契約内容に適合した履行の現実性を審査し、評価する施工体制確認型総合評価落札方式とする。

なお、本件工事は、入札参加申込書と同時に技術提案書の提出を求める。

開札後、入札価格が低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。

(7) 週休2日制度の活用

本件工事は、原則週休2日(土曜及び日曜)を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

(8) 技術提案の受付

本件工事は、本契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

(9) ICTの活用

ア 受注者希望型(ICT構造物工(橋梁^{りょう}上部))

本件工事でICTの活用を希望する場合は、次の(ア)から(オ)までの全ての施工プロセスにICTを活用することを原則とするが、次の(ア)から(オ)までの中で生産性向上が見込める施工プロセスを選択して実施することができる。なお、プロセスの選択は、原則複数のプロセスを選択するものとする。工事成

績は、ICTを活用した場合に加点評価を行う。なお、必要経費は契約後、変更協議の上、計上する。

- (7) 3次元起工測量
- (f) 3次元設計データ作成
- (g) 3次元出来形管理資料等の作成
- (c) 出来形確認及び検査
- (h) 納品

イ 受注者希望型（ICT舗装工（路盤））

本件工事でICTの活用を希望する場合は、次の(7)から(h)までの全ての施工プロセスにICTを活用することを原則とするが、次の(7)から(h)までの中で生産性向上が見込める施工プロセスを選択して実施することができる。なお、プロセスの選択は、「(g) ICT建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。工事成績は、ICTを活用した場合に加点評価を行う。なお、必要経費は契約後、変更協議の上、計上する。

- (7) 3次元起工測量（土工1,000立法メートル未満の場合は、従来手法でも可）
- (f) 3次元設計データ作成
- (g) ICT建設機械による施工
- (c) 3次元出来形管理資料等の作成
- (h) 出来形確認及び検査
- (h) 納品

(10) 概略発注方式の試行

ア この工事は、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事である。

イ 概略発注方式の直接工事費は、「主たる工種」と、契約対象工種の一部を集約した「概略発注工」で構成する。「主たる工種」の直接工事費は、従来どおりの方法で積算する。

「概略発注工」の直接工事費は、「主たる工種（概略発注工を除く工種）」の直接工事費に、概略発注工を算出するための比率を乗じて積算し、1式で計上している。

ウ 概略発注方式の詳細は、数量総括表、図面及び見積もり参考図書に示す。

エ 契約後、受注者は設計図書を照査し、概略発注工の図面・仕様・数量・見込み額を発注者に報告のうえ、発注者・受注者間で協議し、合意（適宜、変更契約）後に工事に着手する。

オ この工事は、概略発注工の対象工種の数量及び内容変更の有無に関わらず、従来通りの積上げ数量積算により変更契約を行う。このため、内容変更の有無に関わらず、基本的には変更契約金額に増減が発生する。

カ 入札時において、概略発注工の比率、算出根拠、金額、仕様に関する質問は受け付けない。

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記6(1)に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

(i) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が鋼橋^{りょう}梁（上部）工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が本契約締結予定日（令和7年3月上旬・議決日以降）までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予

定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による鋼橋上部工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあっては1,200点以上、その他の構成員にあっては1,000点以上であること。

カ 平成21年度以降に、代表構成員にあっては下記のⅠからⅢの要件を満たす鋼橋梁^{りょう}（上部）工事を、その他の構成員にあっては下記のⅠを満たす鋼橋梁^{りょう}（上部）工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの）を有すること。

Ⅰ 道路橋（A活荷重又はTL-20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

Ⅱ 橋梁^{りょう}型式が単純鋼橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鋼桁橋は施工実績としてよい。

Ⅲ 最大支間長が25メートル以上であること。

ただし上記ⅠからⅢは同一工事であること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること（「代表構成員」1者、「その他の構成員」2者から構成する。）。

また、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者同士は、本件工事の入札参加申込を行う同一又は他の特別共同企業体となることができない。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあっては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和6年12月5日（木）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置技術者の要件

ア 次の(ア)から(イ)に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による鋼構造物工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

ただし、余裕期間制度活用工事において申込期限日に他の工事に従事している場合は、「余裕期間制度を活用する工事に係る事務取扱要領7(1)及び(2)」により取り扱うこととする。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事にかかる製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の監理技術者とすることができる。

下記(イ)が求める施工経験については、工場製作期間の配置予定技術者は工場製作の経験を、現場施工

期間の配置予定技術者は現場施工の経験をそれぞれ有していればよい。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(7) 1級土木施工管理技士または技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート）若しくは総合技術監理部門（建設：鋼構造及びコンクリート））の資格を有すること。

(4) 平成21年度以降に、下記のⅠからⅢの要件を満たす鋼橋梁（上部）工事を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの）を有すること。

Ⅰ 道路橋（A活荷重又はTL-20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

Ⅱ 橋梁型式が単純鈹桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈹桁橋は施工実績としてよい。

Ⅲ 最大支間長が25メートル以上であること。

ただし上記ⅠからⅢは同一工事であること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した入札参加資格確認資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

なお、現場代理人については、代表構成員が配置すること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した入札参加資格確認資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

なお、余裕期間制度活用工事の場合は、余裕期間内に限り他の工事従事中の現場代理人を充てることことができる。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を現場代理人として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事にかかる製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の現場代理人とすることができる。

(5) 技術提案書の提出に関する要件

入札参加申込時に、技術提案書を提出すること。（記載漏れのある技術提案書は受け付けない。）また、技術提案を行う場合には、その提案が適正であること。

技術提案書の提出にあたっては、別に定める技術提案書作成要領により作成すること。

なお、技術提案書が不適と評価された者は、技術提案に係る技術・社会貢献評価数値の加算対象としない。

(6) 追加資料の提出に関する要件

開札後、入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。追加資料の提出に当たっては、技術提案書作成要領により作成すること。

なお、入札価格が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の者は、追加資料の提出は不要とする。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び下記7(6)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和6年10月1日（火）から同年12月10日（火）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所：問合せ先）

豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室総務防災課（財務担当） 担当 中庄司

電話番号 (0796) 26-3607（内線213）

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料等並びに誓約書、設計図書等の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料等

令和6年10月1日（火）から同月31日（木）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。）

令和6年10月1日（火）から同年12月10日（火）まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札参加の手續

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）、入札参加資格確認資料及び技術提案書（以下2つを合わせて「資料」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和6年10月2日（水）から同月31日（木）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

ア 申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みを使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、（特別共同企業体の代表構成員の）兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとする。

ウ 入札参加資格確認資料及び技術提案書は、次の場所に持参する。

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課

電話 (0796) 82-5679

7 入札手續等

(1) 入札期間等

ア 電子入札の場合

令和6年12月11日（水）から同月12日（木）まで

毎日午前9時から午後5時まで（令和6年12月12日（木）は正午まで）

イ 紙入札の場合

入札期間は、上記アのとおりとし、入札場所は、次のとおりとする。

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室総務防災課（財務担当）

電話（0796）26-3607

(2) 開札日時

令和6年12月13日（金）午後1時

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び適正と認められた技術提案書を持参又は郵送により提出すること。その際、入札情報サービスの公告文書等で情報提供している「工事費内訳書に活用できる様式」を原則として利用し提出すること。

(4) 追加資料の受付

ア 提出期間

令和6年12月16日（月）から同月17日（火）まで

毎日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

次の場所に持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）すること。

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課

電話（0796）82-5679

工事名及び入札参加者名を記載して、追加資料在中と朱書した封筒に封入すること。

なお、詳細については技術提案書作成要領を参照のこと。

(5) 入札保証金及び契約保証金

要

(6) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び適正と認められた技術提案書を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とす

る。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記13(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 別紙、入札説明書11(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

キ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当する者の行った入札は無効とする。

ク 総合評価に関する技術提案について、適正と認められた技術提案書に記載した内容と異なる提案をもってした入札は、無効とする。

ケ 入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思がないと申告した者の行った入札は、無効とする。

コ 入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告したにもかかわらず、期限内に追加資料の全部若しくは一部を提出しない者又は白紙で提出した者の行った入札は、無効とする。

8 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価指標

評価項目及び評価指標については、次のとおりとする。

<施工体制評価点>

評価区分	評価項目
施工体制の確保	① 品質確保の実効性 ② 施工体制確保の確実性

<加算点>

評価項目	評価指標
機能・性能	鋼桁の防食性向上
	床版コンクリートの品質確保に関する工夫
地域材料の活用	指定資材の県内調達
建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用	建設キャリアアップシステム(CCUS)の事業者登録
減点項目	技術資料の記載内容に対する不履行の実績

(2) 総合評価の方法

評価は、次の算定式によって得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格 (単位: 億円)}$$

$$= (\text{標準点 (90点)} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点}) / \text{入札価格 (単位: 億円)}$$

施工体制評価点は、技術提案書作成要領に規定する評価基準により各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値(小数点以下第4位四捨五入)とする。

加算点は、上記(1)に対し、最大11点とする。

評価項目ごとの配点、評価基準、性能等の要求要件等については、技術提案書作成要領を参照のこと。

(3) 落札者の決定方法

ア 次の(ア)から(ウ)まで要件に該当する入札参加者のうち、上記(2)の評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、

又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

(7) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(4) 評価項目に対する技術提案が性能等の要求要件を満たしていること。

(9) 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点（性能等の要求要件を満たしている場合に与える点数（標準点））を予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合には、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格（億円単位））で除した数値を下回っていないこと。

イ 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。

エ 落札となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

9 技術提案書の記載内容の担保

(1) 受注者の責に帰すべき理由により、入札時に提示された技術提案書の記載内容が履行されない場合は、実際の履行内容にもとづいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を契約金額から減額する。

また、工事成績評定点を減じるとともに、当該工事が完成し、引渡し完了した日の翌年度7月から1年間、兵庫県が発注する総合評価落札方式を適用する全ての工事において、得点の合計から減点を行う。

(2) 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された技術提案書の記載内容が履行できなかった場合は、受注者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。なお、申し出た理由が、受注者の責によらないと認められた場合は、上記(1)を適用しないこととする。

(3) 悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第4号の規定により、契約を解除する場合がある。

(4) 技術提案書等に虚偽の記載があった場合又は受注者の責によって、技術提案書の記載内容が履行できない評価項目数が多数に及ぶ場合は、兵庫県指名停止基準の適用対象とする。

10 契約の締結

(1) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(2) 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

(3) 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。

ただし、落札者が、資格を失った構成員を除いて特別共同企業体協定書を変更して、その協定書を議案の上程日の前日までに提出し、変更後の特別共同企業体の構成員が2者となっている場合において、仮契約を締結していないときには仮契約を締結することがあり、仮契約を締結しているときには締結している仮契約を解除せずに一部変更の仮契約を締結することがある。

11 支払条件

本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「0」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒して既済部分払等の支払いを可能とする「事業加

速円滑化国債」を採用する。支払条件については、入札説明書の内容を十分に確認すること。

12 下請負人の健康保険等加入義務等

- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人
 - 次のいずれにも該当する場合
 - (イ) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - (ロ) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
 - イ 上記アに掲げる下請負人以外の下請負人
 - 次のいずれかに該当する場合
 - (イ) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - (ロ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- (3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、上記(2)に規定する場合を除く。
- (4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が上記(2)イに掲げる下請負人である場合において(イ)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(ロ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。
 - ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
 - イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
- (3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置
 - ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。
 - イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については68パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格特別重点調査について」を参照のこと）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和6年12月13日（金）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は同月17日（火）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、上記3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県土木部契約管理課あて申請し、開札時まで取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 問合せ先

上記4(2)と同じ。

(8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県但馬県民局総務企画室総務防災課（財務担当）にて落札決定日の翌日までに公表する。また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス（アドレス<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）にて公表する。

14 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Construction work for the superstructure of the Moroyose Elevated Bridge (tentative name) on the Route 178 Hamasaka Road (Phase 2)

5-span continuous narrow composite box girder bridge

Bridge length: 306.5 m Bridge width: 7.0 m (12.0 m)

Shop fabrication: 1 set

Steel bridge erection work (excluding the JR overpass section): 1 set

Floor slab work (excluding the JR overpass section): 1 set

Bridge ancillary work: 1 set

Paving work: 1 set

(2) Deadline for submission of tender application forms: 16:00 October 31, 2024 (JST)

(3) Deadline for tender: 12:00 December 12, 2024 (JST)

(4) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nakashoji, Finance Group, General Affairs Office,

Tajima District Administrative Office, Hyogo Prefectural Government

7-11, Saiwai-cho, Toyooka, Hyogo

Tel (0796)26-3607 (Ext. 213)

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年10月1日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

兵庫県教育情報ネットワークシステムの情報セキュリティ対策システムにおけるサーバー増強に関する

構築委託業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり。

(3) 納入期限

令和7年2月28日（金）

(4) 納入場所

外部データセンター（詳細は仕様書のとおり。）

(5) 応募方法

単独企業又は企業グループによるものとする。

(6) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、上記(1)から(4)までの各要件を全て満たしており、かつ、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務の調達に参加していないこと。

3 入札書等の提出場所

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

ア 令和6年10月25日（金）まで

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館10階

イ 令和6年10月28日（月）から

〒658-0081 神戸市東灘区田中町5丁目3番23号 兵庫県東灘庁舎（仮設）3階

兵庫県教育委員会事務局 教育企画課 担当 坂井、芝井

電話 (078) 362-3779（直通） F A X (078) 362-4283

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年10月1日（火）から同月15日（火）まで（兵庫県の休日を守る条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札の日時

令和6年11月11日（月）午前10時 兵庫県東灘庁舎（仮設）2階会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（簡易書留に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和6年11月8日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする業務の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和6年10月2日（水）から同月25日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

上記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

仕様書との適合性を確認できる書類

エ 提出方法

持参又はFAX又は電子メールにより提出すること。

オ 確認の結果

令和6年11月1日（金）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた仕様で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年11月7日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年11月18日（月）までであること

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を確実に遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって

有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of the head of the procuring entity:

Fujiwara Shunpei, Superintendent of Education, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature of the required service:

Development of enhanced servers for the information security system for Hyogo Prefecture's educational information network system

(3) Delivery period: February 28, 2025

(4) Delivery location:

External data centers (Details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 October 15, 2024

(6) Deadline for tender:

10:00 November 11, 2024 by direct delivery

17:00 November 8, 2024 by mail

(7) Persons to contact concerning the notice:

Mr. Sakai and Mr. Shibai, Educational Planning Division, Hyogo Prefectural Board of Education Secretariat

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)362-3779 (Direct)

正 誤

○令和6年7月30日付け（兵庫県公報第536号）

兵庫県選挙管理委員会告示第34号

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
33	上から1	1 老人ホームの表神戸市の項中	2 老人ホームの表神戸市の項中